

会 議 錄

会議の名称		令和7年度第2回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和7年(2025年)11月25日 開会10:00 閉会12:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)		市民部芸術文化推進課		
出席者	委員 (計10名)	あさのえくこ、野中勝利、田中佐代子、林みちこ、中川佳洋、 田中秀夫、飯野哲雄、萩原奈苗、松崎若美、松崎仰生		
	事務局 (計8名)	稲葉市民部長、矢口芸術文化推進課長、佐藤同課長補佐、 平野アートコーディネーター、荒川文化施設係長、 大見文化振興係長、山本同主任、川崎同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」について ・つくば市芸術文化創造拠点について ・芸術文化推進課の事業等について 		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	1 開会			
	2 あいさつ			
	3 人事発令通知書の交付及び委員紹介			
	4 つくば市文化芸術審議会について			
	5 会長・副会長の選出			
	6 議事			
	審議事項			
	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」について ・つくば市芸術文化創造拠点について ・芸術文化推進課の事業等について 			
	7 その他			
	8 閉会			

<議事内容>

1 開会

<矢口芸術文化推進課長（以下、矢口課長）より開会を宣言>

2 あいさつ

<稲葉市民部長よりあいさつ>

3 人事発令通知書の交付及び委員紹介

4 つくば市文化芸術審議会について

<つくば市文化芸術審議会の概要について事務局から説明>

5 会長及び副会長の選出について

<会長を「野中委員」、副会長を「飯野委員」とする事務局案を承認>

6 議事

野中会長 : それでは、会議次第に基づき議事を進めます。

まず、本日の委員出席数は、委員 11 名のところ、
10 名出席で過半数を満たしておりますので、条例第 1
3 条第 3 項の規定により本日の会議が成立しているこ
とを報告します。

本日の審議案件は、

- ・つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）について
- ・つくば市芸術文化創造拠点について
- ・芸術文化推進課の事業等について

です。

事務局より説明を受けてから、委員の皆さんに議論いただきたいと思います。事務局より説明願います。

＜審議事項について事務局より説明＞

萩原委員 : つくば市芸術文化創造拠点（以下、「拠点」）の3階に音楽活動もできる部屋があると説明いただきました。ここは、ドラムや大太鼓、パーカッション、トランペッタ等の大きな音が出る楽器も演奏ができるような設計になっているのでしょうか。というのも、市内公共施設の音楽室や交流センターのホールは、和太鼓を使っちゃいけないとか、トランペット吹いちゃいけないとか、かなり制限がありまして。そういう楽器の練習場が実はとても少ないという悩みがあるというのを聞いたことがあります。

荒川係長 : 完全防音ではないので、使用可能時間帯等運用方法をこれから検討していきます。

平野アートコーディネーター : 補足します。来年度、音がどれくらい外部に漏れるかどうかなどの試験を行う予定なので、その結果を踏まえながら検討していきます。

松崎（若）委員 : 拠点は北部の方に立地しており、中心部の方からの交通アクセス性に関してはあまり良くないかと思います。駐車場・駐輪場を整備しているので、主な交通手段として自家用車や自転車を想定しているのだと思いますが、つくバス等の公共交通機関の整備の観点ではどのようにお考えになっているのかを教えてください。また、南側の細い道路や、北側の東大通りから入る道といった道

路の状況を踏まえ、サイン設置等について伺えたらと思います。

大見係長 : 現在の立地の問題を考慮し、市役所の関係各所と調整しながら様々な解決策を検討しています。案としては、大きなイベントを開催する際には、送迎バスを準備することも検討しています。

荒川係長 : サインについては、国道408号線と120号線がつながるところに設置する予定です。その他の場所についても、運営開始後の意見等を踏まえて検討していきます。

松崎（仰）委員 : 6月の市民説明会にて、市民から災害時の施設としての機能の整備という話がありました。その後、新たに決まったことや変更点はありますか。

大見係長 : 田水山地区の避難拠点としての機能については、工事を完了後に危機管理課と調整する予定です。現段階では、まず、通常時に開放している地域交流スペースを、災害発生時には危機管理課の要請等に基づき地域の方にお集まりいただけるような場所として提供することを検討しています。その他の部屋につきましても、災害の状況等に応じて危機管理課の判断による要請に全面的に協力していく予定です。

田中（佐）委員 : 創作室がいくつか作られる予定ですが、それぞれ具体的な利用イメージはありますか。

平野アートコーディネーター : 創作室については、①市が主催するプログラムの会場として使用、②地域交流センター・スポーツ施設のように予約制で利用できる施設として提供、の2案を検討しています。まさにこれから料金や利用体系について検討

しているところですが、設置管理条例を整備していくに当たり、市民や審議会委員の方々からあらためてご意見をいただく場を作りたいと考えているところです。

中川委員 : 展望デッキや屋外ギャラリーは、何を想定した、どのような施設になるのでしょうか。芝生のほか、森林ギャラリー、田園ギャラリー等がそれぞれどのような表現を想定しているのか教えてください。

平野アート コーディネーター : 屋外エリアに関しては、屋外に設置可能な作品を置く、展覧会の一部が屋外に進出している、というような使い方を想定しているほか、パフォーマンスができる場所として想定しています。また、筑波山がよく見えるので、地域を楽しんでもらえる場所としても利用できるようになります。

田中（秀）委員 : 筑波山の眺望について、私はこれまで芸術文化を育てていく上で筑波山が見えることの必要性を訴えてきましたが、展望デッキを含め、屋外から見えるしつらえがされることはこの施設の特色と言えると思います。一方で、筑波地区にある伝統的な技術・文化の掘り起こし、育成、継承を可能とする機能を持たせる必要もあると思います。例えば拠点の一部屋を、そういった活動を充実させるための部屋にしてほしいです。

平野アート コーディネーター : 筑波地区の伝統文化等は把握しきれていない部分も多いので、これから調べていきたいです。現在、秀峰筑波義務教育学校の生徒たちが田水山小周辺の水田で田植え・稲刈りをしています。そういう活動をはじめ、異なるセクションとも関わりながら取り組んでいきた

いと考えています。

林委員 : この建物はもともと学校であり、開口部が多いので、虫害や結露等によるカビ等を想定した方が良いと思います。また、展示施設のセキュリティはどうなっているのでしょうか。また、パフォーマンスラボからの音・振動が与える創作室への影響や、飲食スペースと美術作品のすみわけ・管理など、各部屋・スペースの管理はどのようにになっているのでしょうか。

松崎（若）委員 : 各部屋からの音・振動は、利用団体同士のトラブル等につながる可能性があります。

平野アートコーディネーター : 展示室の環境について、自然光を取り入れる展示もあり得るため、窓側はカーテンを用いて対応することを想定しています。学校を利活用する施設になるため、どうしても美術館レベルにしていくことは難しいですが、可能な限り様々なことに対応できるようにしていきたいです。また、防犯カメラを設置する予定で、設置場所等を検討中です。色々な人・団体が利用している場所だということを認識してもらえるよう、お互いに話しやすい環境・関係づくりをしていくのが良いと考えています。

野中会長 : 委員の皆さん、ご審議ありがとうございました。本日は、新しい委員となって最初の審議会ということで、この審議会の役割も説明いただき、皆さんもご理解いただけたことかと思います。

これからも皆様に多様な意見をいただきながら、つぶや市の芸術文化推進のための議論を深めていければと思います。以上で議事を終了します。進行を事務局にお

返しします。

矢口課長 : 野中会長、議事進行ありがとうございました。委員の
皆様におかれましては、慎重なる御審議、誠にありがとうございました。

7 閉会

令和 7 年度 第 2 回つくば市文化芸術審議会 次第

日 時 令和 7 年 (2025 年) 11 月 25 日 (火)
午前 10 時 00 分から
場 所 つくば市役所コミュニティ棟 1 階
会議室 1

1 開会

2 あいさつ

3 人事発令通知書の交付及び委員紹介

4 つくば市文化芸術審議会について

5 会長・副会長の選出

6 議事

審議事項

- ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）」について
- ・つくば市芸術文化創造拠点について
- ・芸術文化推進課の事業等について

7 その他

8 閉会

配布資料

資料 1 令和 7 年度つくば市文化芸術審議会委員名簿

資料 2 つくば市文化芸術審議会について

資料 3 つくば市文化芸術基本条例

資料 4 つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）概要版

資料 5 つくば市芸術文化創造拠点整備事業に関する市民説明会資料

資料 6 芸術文化推進課の主な事業

その他参考資料

つくば市文化芸術審議会 委員名簿

資料No.1

任命期間 令和7年（2025年）11月1日～令和9年（2027年）年10月31日まで

（敬称略）

No.	選任区分	氏名	所属等	備考	新/再
1	市議会議員	あさの えくこ	つくば市議会	市民経済委員長	新規
2	学識経験者	ノナカ カツトシ 野中 勝利	筑波大学	芸術系教授(建築) 工学博士 都市デザイン	再任
3	学識経験者	タナカ サヨコ 田中 佐代子	筑波大学	芸術系長 芸術系教授（デザイン学） デザイン学博士 ビジュアルデザイン	再任
4	学識経験者	ハヤシ みちこ	筑波大学	芸術系准教授（美術館・博物館学） 芸術学博士	再任
5	学識経験者	タカシマ ケイ 高嶋 啓	日本国際学園大学	副学長 ビジネスデザイン学科教授 ショートムービーコンペティション実行委員	新規
6	学識経験者	ナカガワ ヨシヒロ 中川 佳洋	公益財団法人水戸市芸術振興財団	水戸芸術館 現代美術センター教育プログラムコーディネーター	新規
7	学識経験者	タナカ ヒデオ 田中 秀夫	つくば市文化協会	会長	再任
8	学識経験者	イイノ テツオ 飯野 哲雄	公益財団法人つくば文化振興財団	理事長	再任
9	市民委員	ハギワラ ナナエ 萩原 奈苗	市民	つくばこども劇場会員 ノバホール音楽会実行委員	新規
10	市民委員	マツザキ ワカミ 松崎 若美	市民	田水山地区（水守）在住 地域交流センター講座講師（舞踊等）	新規
11	市民委員	マツザキ アオイ 松崎 仰生	市民	茗渓学園美術講師 特定非営利活動法人チア・アート アートコーディネーター	新規

つくば市文化芸術審議会について

1 設置

「つくば市文化芸術審議会（以下、「審議会」）」は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）、及びつくば市文化芸術基本条例（平成 16 年条例第 35 号）の規定に基づき設置された審議会である。

2 根拠法令

文化芸術基本法（第 37 条）

つくば市文化芸術基本条例（第 8 条—第 14 条）

3 委員（条例第 10 条、第 11 条）

審議会は、次に掲げる者のうちから市長に任命された委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

委員は 13 名以内とし、委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長・副会長の選出（条例第 12 条）

委員の互選により会長、副会長を定める。会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 審議内容

文化芸術基本法に、地方文化芸術推進計画その他の文化芸術推進に関する重要な事項を、市町村審議会等において調査審議すると規定されている。

つくば市文化芸術基本条例第9条により、審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要な事項について調査審議し、市長に答申すると規定されている。

6 審議会の開催（条例第13条）

審議会の開催は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

年間4回の開催を予定するが、審議事項の有無等により、開催回数が変更となる場合がある。

○つくば市文化芸術基本条例

平成16年9月29日

条例第35号

改正 平成17年3月23日条例第1号

平成21年12月22日条例第38号

平成30年7月4日条例第37号

平成31年3月27日条例第10号

(題名改称)

令和3年7月1日条例第36号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本計画（第6条）

第3章 文化芸術に関する施策の推進（第7条）

第4章 つくば市文化芸術審議会（第8条—第14条）

附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあって、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よって、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかに

し、文化芸術に関する施策のかつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(平31条例10・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合のかつ計画的な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(平31条例10・一部改正)

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(平31条例10・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

(平31条例10・一部改正)

(市民の関心及び理解)

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

(平31条例10・追加)

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

(平31条例10・追加)

第2章 基本計画

(平31条例10・改称)

第6条 市長は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平31条例10・旧第4条繰下・一部改正)

第3章 文化芸術に関する施策の推進

(平31条例10・改称)

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(平31条例10・旧第5条繰下・一部改正)

第4章 つくば市文化芸術審議会

(平31条例10・改称)

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平31条例10・旧第7条繰下・一部改正)

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(平31条例10・旧第8条繰下・一部改正)

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第9条繰下)

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第10条繰下、令3条例36・一部改正)

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平31条例10・旧第11条繰下)

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平31条例10・旧第12条繰下)

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(平17条例1・平21条例38・一部改正、平31条例10・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

つくば市
文化芸術推進
基本計画（第2期）
概要版

令和6年(2024年)3月

〔対象期間〕

令和6年度（2024年度）から
令和10年度（2028年度）まで

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）における対象の定義

文化芸術基本法及び市の地域特性を踏まえ、本計画では以下の分野を「文化芸術」の対象範囲とします。

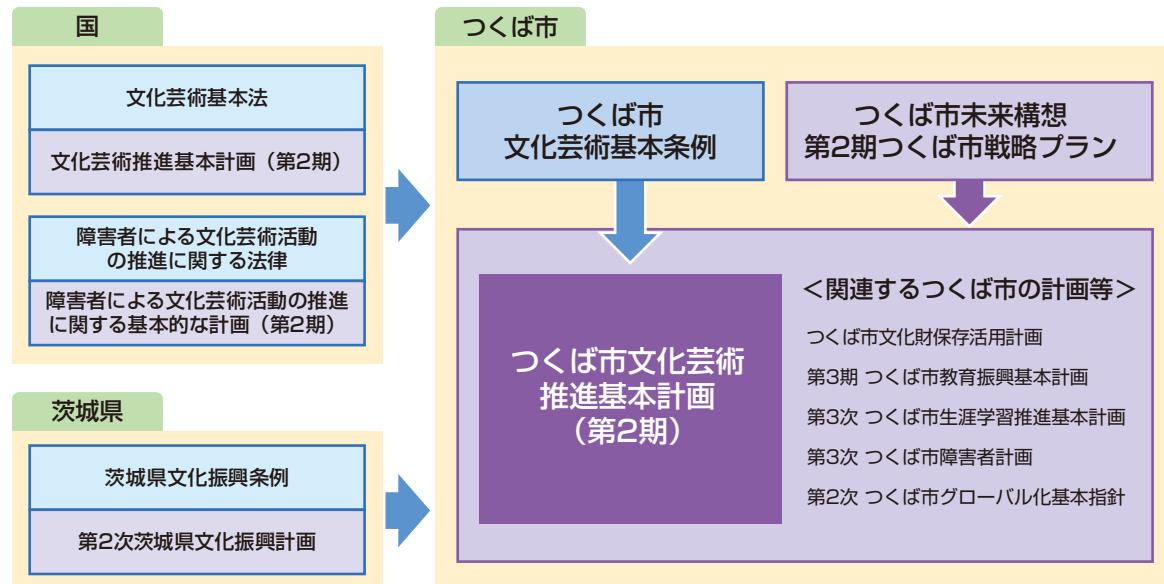
分野	内容
芸術	文学、音楽（クラシック、ポップスなど）、美術（絵画、彫刻など）、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器等を利用した芸術（ゲーム、コンピュータグラフィックスなど）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケ、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術（史跡、地域の民俗芸能等）

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」に即して定め、市の既存関連計画及び国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮しながら策定しています。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の位置付け



3. 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）

4. 基本理念と5つの方針

基本理念

アートで編む

市の様々な主体や魅力を文化芸術で結びつけ、新しい文化芸術を創造していくことで、豊かなまちをつくっていくことを目指し、基本理念を「アートで編む」としました。

5つの方針

方針① 文化芸術に親しむまち

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、自ら参加して創作できる環境を整備します。あわせて、市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、それを担う各種団体や人材の育成を行います。

方針② 多様性を尊重するまち

留学生や、海外からの研究者、その家族など多くの外国人が居住しているほか、他市町村からの転入による人口増加の過程にあるつくば市では、年齢、性別、障害の有無、国籍や出身地の違いなどによる多様な個性が集まっています。これらの個性を伸長し、互いに尊重しあえるよう、文化芸術を通じて支援します。

方針③ 地域の風土を守り、いかすまち

市内には、日本固有の伝統や文化に関わる資産や活動が根付いています。また、筑波山などの豊かで美しい自然は、市民の感性や郷土文化の形成に深く関わっています。さらに、古くから続く集落や街並み、研究機関が多く立地する研究学園地区、つくば駅周辺のつくばセンター地区など、市内には各地域に特色のある歴史や文化があります。貴重な環境資源や特色ある文化を守り、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

方針④ 創造的で活力あるまち

市は、未来を模索する科学技術やスタートアップの振興に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出し、地方創生や地域活性化を後押しします。

方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

市の資源や個性をいかした魅力ある文化芸術を創造していくためのプラットフォームの形成や、文化施設の整備を行うこと、また、市内の文化芸術情報の収集や発信を効果的に行うことで、文化芸術の活動環境を整えます。「アートで編む」を実現・継続していくための文化コミュニティを形成します。

5. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）施策の体系

基本理念に基づき、文化芸術推進の施策体系として5つの方針（基本的方向）、11の戦略（基本施策）を以下のとおり設定します。

基本理念

アートで編む

方針①

文化芸術に親しむまち

戦略（1）
文化芸術に接する機会の拡充

方針②

多様性を尊重するまち

戦略（1）
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

戦略（2）
文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進

方針③

地域の風土を守り、いかるまち

戦略（1）
自然との共生による文化芸術の振興

戦略（2）
地域に根付いた伝統の継承・発展

方針④

創造的で活力あるまち

戦略（1）
科学技術と融合した文化芸術の振興

戦略（2）
文化芸術によるイノベーションの創出

方針⑤

持続可能な文化コミュニティを実現するまち

戦略（1）
プラットフォームの形成

戦略（2）
文化施設の整備と活用

戦略（3）
文化芸術情報の活用

6. 5つの方針（基本的方向）と11の戦略（基本施策）――

方針① 文化芸術に親しむまち

戦略1 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、文化芸術に触れる機会の拡充を図るほか、自ら創作できる環境整備を進めます。

施策（1）鑑賞・体験機会の拡充

施策（2）表現・実践する機会の拡充

施策（3）子どもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充

戦略2 文化芸術を担う人材の育成

市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援等を行います。

施策（1）市内で活動するアーティストへの支援と指導者の育成

施策（2）各種文化芸術を担う人材育成事業の推進

施策（3）文化芸術活動ボランティアの育成

方針② 多様性を尊重するまち

戦略1 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

年齢、性別、障害の有無、国籍や出身地の違い、さらには経済的な事情または居住する地域等にかかわらず等しく、すべての人が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる環境づくりを行います。

施策（1）年齢、性別、障害の有無や国籍にかかわらず活動できる環境づくり

施策（2）多様なニーズに合わせたサービスの充実

戦略2 文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進

多言語での情報提供や、国籍を越えた文化交流の機会を創出することで、地域における異文化理解と多文化共生を促進します。また、つくばとのつながりを通じて、海外の人々が日本・つくばの文化芸術に触れる機会を創出します。

施策（1）多様な国籍の住民がともに文化芸術に親しみ、異文化理解を深める機会の創出

施策（2）国際色豊かな魅力ある文化芸術事業の促進

方針③ 地域の風土を守り、いかすまち

戦略1 自然との共生による文化芸術の振興

筑波山を筆頭とするつくばの豊かで美しい自然と共生する文化芸術の振興を図り、自然環境をいかした文化芸術事業の充実や都市景観の創出を実現します。

施策（1）自然環境との共生を図る事業の充実

施策（2）自然と共に存する都市景観の創出

戦略2 地域に根付いた伝統の継承・発展

日本の伝統や文化はもちろんのこと、「つくば市文化財保存活用計画」に基づき、つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存するほか、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

施策（1）つくば市文化財保存活用計画の推進

施策（2）日本の伝統文化・地域の文化資源の活用

方針④ 創造的で活力あるまち

戦略1 科学技術と融合した文化芸術の振興

市の強みである「科学技術」と文化芸術を融合させたメディア芸術を推進し、独自の文化芸術事業を確立します。

施策（1）デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

戦略2 文化芸術によるイノベーションの創出

市内の様々な産業や分野と文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出すことで、地方創生や地域活性化を後押しします。

施策（1）他分野連携による地域活性化

施策（2）食や生活文化等、文化観光の推進

方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

戦略1 プラットフォームの形成

市の資源や個性をいかした魅力ある文化芸術を創造していくため、多様な要素が連携・協働して文化芸術を推進できるプラットフォームを形成します。

施策（1）多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成

施策（2）文化芸術創造拠点の形成・整備

施策（3）様々な主体とのネットワーク構築

施策（4）文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築

戦略2 文化施設の整備と活用

文化芸術の創造の場とともに、保存・継承、交流拠点など幅広い役割を果たしている文化施設の整備と活用を進めます。

施策（1）市立文化施設の整備と活用

施策（2）市内文化施設や公共空間の活用

戦略3 文化芸術情報の活用

文化芸術に関する情報の収集と提供を実施することで、市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくば市の魅力をPRし、内外との交流につなげます。

施策（1）文化芸術活動情報の収集・提供

施策（2）つくば発の文化芸術のアーカイブの拡充



旧田水山小学校跡地
(文化芸術創造拠点予定地)



ノバホール

7. 基本目標と成果指標

市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、次に掲げる評価指標を本計画における数値目標として定めます。同時に、施策全体の成果を判断する指標として活用し、本計画の取組を進めます。

なお、11の戦略（基本施策）は見直しの際に個別に評価するものとします。

つくば市市民意識アンケート調査

成果指標	現状	目標
文化芸術振興の現状についての満足度	(2022年度) 38.8%	(2028年度) 43.8%

文化芸術に関する市民意識調査

成果指標	現状	目標
つくば市の文化芸術の取組に対する現状の満足度	(2022年度)	(2028年度)
文化芸術に接する機会の拡充	52.3%	57.3%
文化芸術を担う人材の育成	45.1%	50.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	43.6%	48.6%
文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進	49.9%	54.9%
自然との共生による文化芸術の振興	56.9%	61.9%
地域に根付いた伝統の継承・発展	51.3%	56.3%
科学技術と融合した文化芸術の振興	53.2%	58.2%
文化芸術によるイノベーションの創出	48.9%	53.9%
プラットフォームの形成	52.4%	57.4%
文化施設の整備と活用	45.9%	50.9%
文化芸術情報の活用	43.9%	48.9%

つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）概要版

令和6年(2024年)3月

編集発行

つくば市 市民部 文化芸術課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111 (代表)

つくば市芸術文化創造拠点整備事業に関する市民説明会資料



つくば市芸術文化創造拠点イメージ図

令和7年6月21日(土)

つくば市
市民部 芸術文化推進課

※ 資料中の画像はイメージ図です。

を目指すまちの姿：Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち

Ⅲ 未来をつくる人が育つまち

Ⅳ 市民のために科学技術をいかすまち

基本施策：2 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまちをつくる

個別施策：II-2-④ 文化芸術による市民生活の充実

主要プロジェクト

②文化芸術が身边にある環境づくり

文化芸術創造拠点を形成し、市内外の芸術家に活用してもらう、アーティスト・イン・レジデンスなどの事業を促進し、地域活性化につなげます。また、在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会を促進し、国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業を確立します。

基本理念：アートで編む

方針：①文化芸術に親しむまち

②多様性を尊重するまち

③地域の風土を守り、いかすまち

④創造的で活力あるまち

⑤持続可能な文化コミュニティを実現するまち

戦略（1） プラットフォームの形成

戦略（2） 文化施設の整備と活用

戦略（3） 文化芸術情報の活用

2018年3月	田水山小学校の閉校
11月	地域要望として、交流センターの設立を希望する意見が上がる。
2019年3月	「つくば市文化芸術推進基本計画」の策定 ※基本的方向5「文化芸術を実践するまち つくば」の基本施策9「プラットフォームの形成」における主要施策として「文化芸術創造拠点の形成」が掲げられた。
2021年9月	「文化芸術創造拠点の形成」に関する審議の開始 ※文化芸術創造拠点の目指すべき方向性の具体化を図ることを目的とし、つくば市文化芸術審議会が開催された。
2022年3月	計画地を「旧田水山小学校」に決定
10月	旧田水山小学校跡地の利活用に関する意見交換会の実施
2023年3月	「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定→同年5月に市民を対象とした意見交換会の実施
10月	基本・実施設計委託契約締結 (andHAND・河野特定業務共同企業体)
2024年2月	基本設計に関する意見収集
3月	第1回ワークショップ・市民説明会の実施
6月	第2回ワークショップの実施
7月	基本設計の決定
2025年2月	実施設計の決定
2025年8月	改修工事開始
2026年7月	改修工事終了
2026年度後半～	供用開始予定

計画位置	つくば市水守620番（市街化調整区域） 敷地面積：11,777m ²
建築物	<p>【教室棟】 平成7年（1995年）2月竣工 建築面積1001.76m² 地上3階 鉄筋コンクリート造</p> 

ビジョン (展望)	アートで編む（つくば市文化芸術推進基本計画より） 市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。
コンセプト (行動原理)	出会う・つながる・創造する 人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の芸術文化を育む。

<h2>活用方法</h2>	<p>①文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 創作活動の拠点 アーティストの育成 事業・活動のコーディネート 	<p>②文化芸術活動に触れる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップなどの事業展開 市民ボランティアの育成 多彩な展覧会や上演の実施 	<p>③地域に開かれた交流の場の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流スペースの開放 伝統芸能等の練習場所 避難所
<h2>中長期の事業展開</h2>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の認知度稼働率の向上 創作、発表を行える場として開放 地域利用スペースの開放 アーティスト、芸術を学ぶ学生等とつながる 専門職の雇用 企業、研究機関などとネットワーク構築 	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術のコーディネート、マネジメントができる人材の育成、配置 アーティストとつくばの文化資源を結び付ける アーティストの経験の場としてアートイベントを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の人々がつくば市の文化資源を活用したアートに触れる機会の創出 つくば市の文化資源を活用した「つくば市独自のアートを発信」 <p>市の文化芸術活性化を担うアートの発信拠点</p> <p>次世代の芸術活動・芸術家発掘・育成の場</p> <p>市内の芸術活動を支える交流の場の形成</p>
<h2>導入予定機能</h2>	<p>【創作・発表・鑑賞機能】創作室、ギャラリー、パフォーマンスラボ</p> <p>【交流・学習機能】地域利用スペース、企画展示室、ライブラリー</p> <p>【防災機能】避難所、防災倉庫</p>		

■工事名	5-6市单つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計実務研修
■施工者	性 所 平 305-8555 茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1
氏 名	つくば市長 五十嵐 立吾 様
■敷地概要	地名:地番 茨城県つくば市水守620番 住居表示: - 敷地面積: 11,777 m ² 前面道路幅員【東側】4 m 市道1-4811号線(法42条1項1号道路)
用途地域	指定なし(区域区分:市街化調整区域) 指定建築率(60%) 指定容積率(200%)
防火施設	無施設 22台消火栓
■改修後建物概要	主要用途 08900 その他:製作アトリエ、音楽スタジオ、車両庫) (08490 体育館完備含む)既存以外の面積+08470 車両庫) 構造・規模 鋼筋コンクリート造 地上3階 既存建物概要 主要用途 08020 小学校 構造・規模 鋼筋コンクリート造 地上3階 既存部分 合計 法線面積: 1,121.18m ² - 1,121.18m ² 既存面積: 1,121.18m ² 既存部分 合計 延べ面積: 2,591.69m ² - 2,591.69m ² 容積率: 1.18 ■工事概要及び工事項目 改修工事にあたり 以下の工事を行う 1) 直接改修工事 1式 2) 連携工事 1式 3) 電気設備工事 1式 4) 機械設備工事 1式

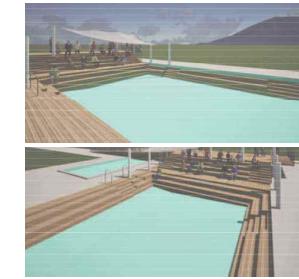


体育館は解体し、跡地を駐車場へ

体育館は劣化の程度が大きく、軽微な改修での再利用ができないため、解体し、跡地を駐車場として整備する。45台の駐車スペースとなる。

校庭を屋外ギャラリーとして整備

アートゲートから連続して構内通路を作り、バリアフリーで展望デッキまで行けるように整備する。屋外ギャラリー部分は芝貼りとする。

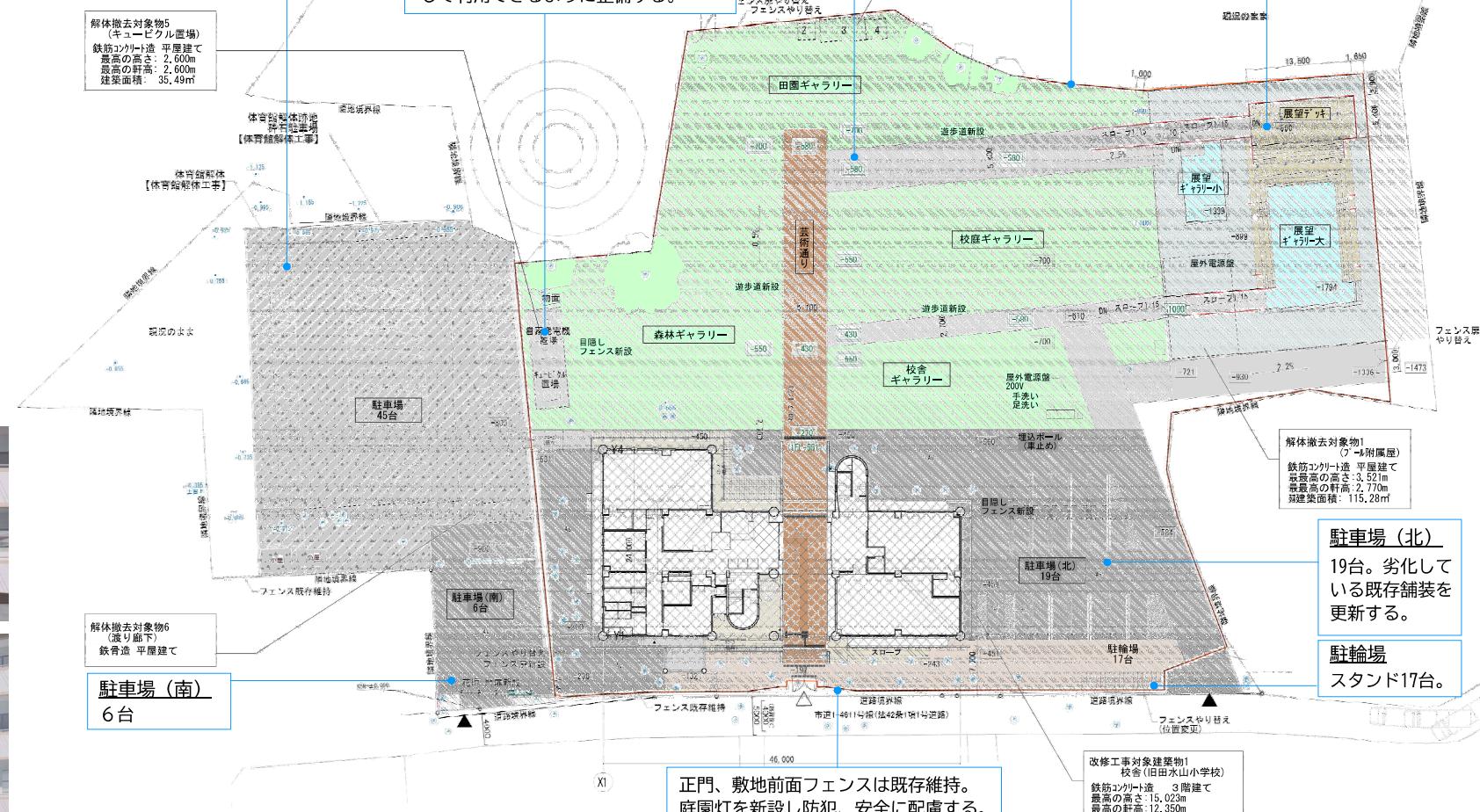


校庭側外周フェンス改修

既存プールの形状を活かしながら、展望デッキとギャラリースペースを整備する。

キュービクル更新、自家発電機設置

館内設備更新やエアコン増設等に伴つてキュービクル設備の増設・更新をする。また、自家発電設備を新設し、災害時に館内一部のエリアを避難場所として利用できるように整備する。



- : 廊下等
- : トイレ
- : 地域利用・多目的室
- : 展示・ライブラリ・パフォーマンスラボ
- : 創作
- : 事務室
- : 倉庫、物入、その他

地域利用スペース

元職員室を改修し、利用者が休憩などに使えるスペースを作る。
給湯室をキッチンに改修し、調理可能なスペースとして様々な使いができるよう整備する。



多目的室1A、1B（創作室1A、1B）

元家庭科室、元理科室を改修し、多目的に使える創作室として整備。
壁際に大きい流し台を設置。
1A室には、天井吊レールを設置する。

多目的個室1、2

授乳室や更衣室など、施設の利用状況に合わせて臨機応変に使える小さい部屋を整備。元校長室を2つに分けた。

多機能WC

ユニバーサルシート、オストメイト、ベビーチェアを備えたバリアフリー対応トイレを整備。

このほか、各階1か所にブースが広く、ベビーシートを設置した「優先トイレ」を整備する。

アートゲート内部には、既存校舎竣工時の記念石碑を見るための窓を設ける。
窓には説明書きのサインを設け、旧田水山小学校の歴史も感じられるように設える。

記念石碑

アートゲート

元昇降口を改修し、芸術文化創造拠点の新しい顔として「アートゲート」と称したエントランス通路を整備。
受付へ誘導し、校庭の屋外ギャラリーへの入口も兼ねる。

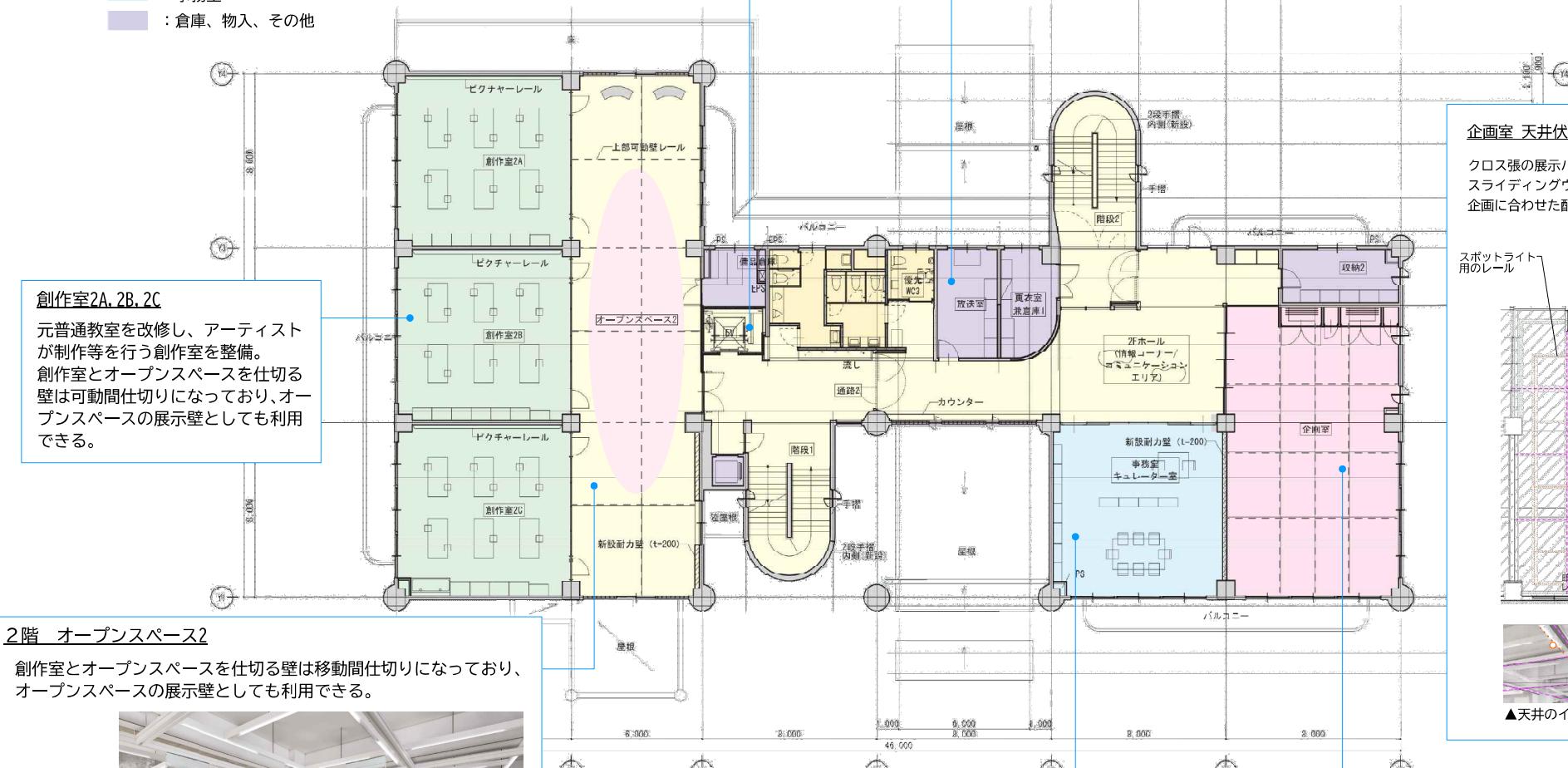
- : 廊下等
- : トイレ
- : 地域利用・多目的室
- : 展示・ライブラリ・パフォーマンスラボ
- : 創作
- : 事務室
- : 倉庫、物入、その他

エレベーター新設

11人乗りの乗用エレベーターを整備。

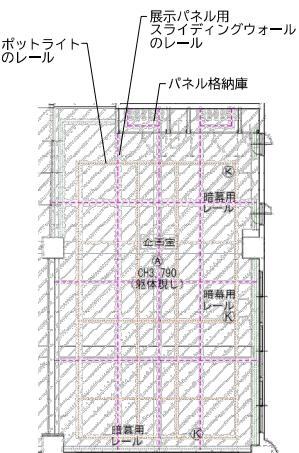
放送室

既存の放送設備を活かして再利用。



企画室 天井伏図

クロス張の展示パネルを10枚装備する計画。
スライディングウォールのレールを使って
企画に合わせた配置替えが容易にできる。

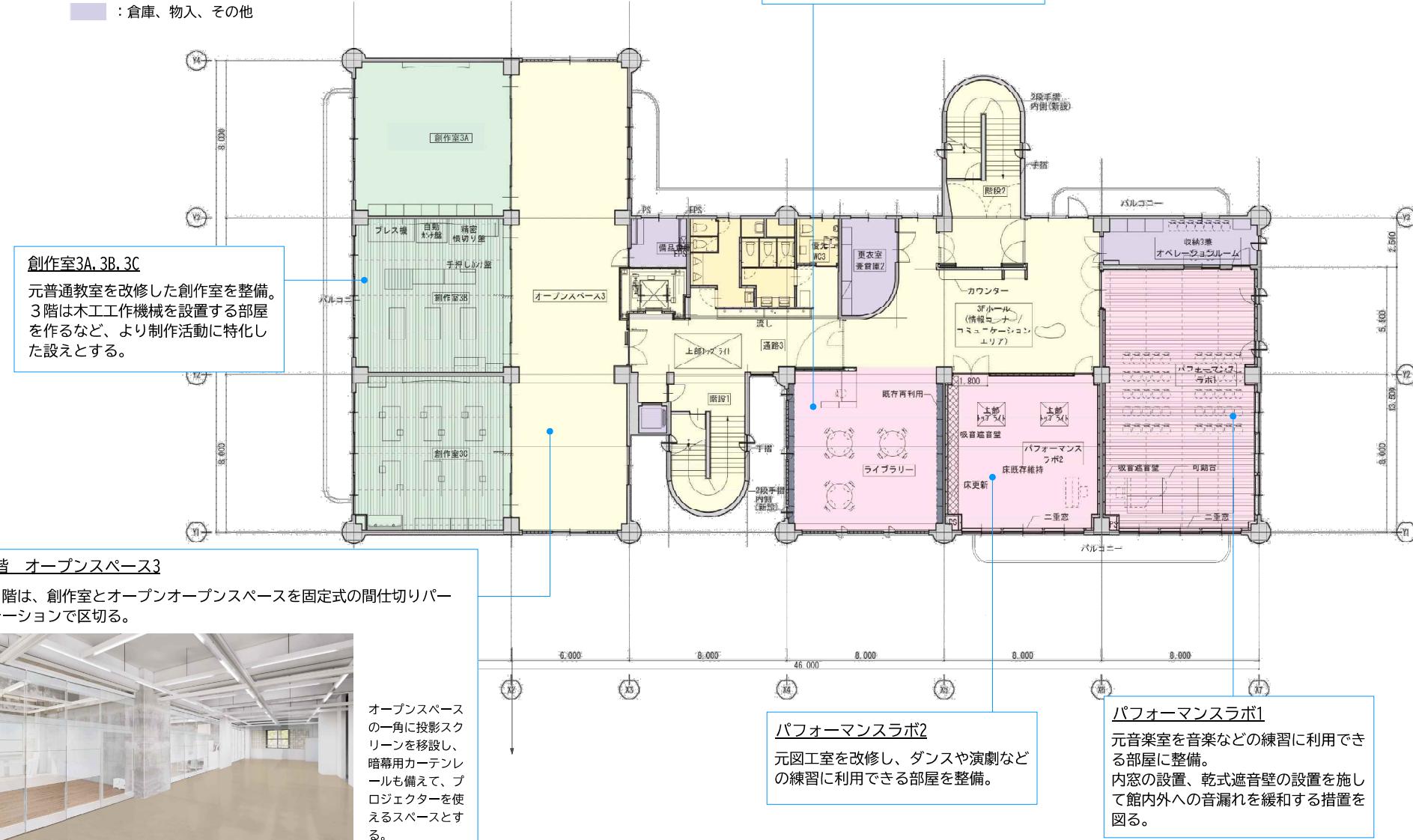


▲天井のイメージ

間仕切りパネル
にはピクチャーレールを込み
展示のしやすい作りとする計画。



- : 廊下等
- : トイレ
- : 地域利用・多目的室
- : 展示・ライブラリ・パフォーマンスラボ
- : 創作
- : 事務室
- : 倉庫、物入、その他



芸術文化推進課の主な事業

1 文化芸術が身边にある環境づくり

- ・アートラボ(年3～4回開催)
- ・つくば文化振興財団との事業
(鑑賞型15事業、参加・体験型3事業、制作表彰型1事業)

2 市民文化祭開催事業

- ・筑波、大穂、豊里、桜、谷田部、茎崎、中央(つくばカピオ)の7会場で開催する展示及びステージ発表
- ・ノバホール音楽会
- ・コリドイオフェスタ

3 メディア芸術事業

- ・つくばメディアアートフェスティバル(隔年開催、8月)
- ・つくばショートムービーコンペティション(3月)

4 ノバホール管理運営事業

- ・ノバホール指定管理委託
- ・その他維持管理に関する委託
- ・ノバホール必要備品の購入
- ・ノバホール施設設備の改修・修繕の実施

5 つくばカピオ管理運営事業

- ・つくばカピオ指定管理委託
- ・その他維持管理に関する委託
- ・つくばカピオ必要備品の購入
- ・つくばカピオ施設設備の改修・修繕の実施
- ・カフェ及びアートスペースの運営による別棟利活用(プロポーザル)